

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕七十二 略

七十三 無線設備四十五条の三の六においてその無線設備の条件が定められているVHFデー  
夕交換装置であつて、船舶局に使用するもの

七十四 無線設備四十五条の三の七においてその無線設備の条件が定められているデジタル船  
上通信設備

〔2 略〕

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 〔略〕

〔1〕(2) 略

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

置 装 信 送			一 置 装	
強度 又は不要発射の スプリアス発射	占有周波数帯幅	周波数	二 試験項目	
			三 測定器等	四 特定無線設備の種別
低周波発信器 スプリアス電力計又は スペクトル分析器	疑似音声発生器又は疑 似信号発生器 バンドメーター又はス ペクトル分析器	周波数計又はスペクト ル分析器	〔略〕	第二条 第一項 第七十 二号の 無線設 備
〔略〕	〔略〕	〔略〕	○	第二条 第一項 第七十 三号の 無線設 備
○	○	○	○	第二条 第一項 第七十 四号の 無線設 備

(特定無線設備等)

第二条 〔同上〕

〔一〕七十二 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔2 同上〕

別表第一号 〔同上〕

一 〔同上〕

〔1〕(2) 同上

(3) 特性試験

〔同上〕

ア 〔同上〕

置 装 信 送			一 置 装	
強度 又は不要発射の スプリアス発射	占有周波数帯幅	周波数	二 試験項目	
			三 測定器等	四 特定無線設備の種別
低周波発信器 スプリアス電力計又は スペクトル分析器	疑似音声発生器又は疑 似信号発生器 バンドメーター又はス ペクトル分析器	周波数計又はスペクト ル分析器	〔同上〕	第二条 第一項 第七十 二号の 無線設 備
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	○	第二条 第一項 第七十 三号の 無線設 備
○	○	○	○	第二条 第一項 第七十 四号の 無線設 備

信 受																
感度	副次的に発する電波等の限度	送信速度	電力	搬送波を送信していないときの電力	域外漏えい電力	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	プレエンファシス特性	変調衝撃係数	周波数偏位又は周波数偏位又は変調度	比吸収率	空中線電力
標準信号発生器	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器	オシロスコープ	オシロスコープ又はスペクトル分析器	歪率雑音計 直線検波器	電力計 低周波発振器	スペクトル分析器 低周波発振器	直線検波器 低周波発振器	オシロスコープ 低周波発振器	直線検波器又は変調度計 低周波発振器	比吸収率測定装置 低周波発振器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	○				注 23											○
	○				○											○
	○				○											○

信 受																
感度	副次的に発する電波等の限度	送信速度	電力	搬送波を送信していないときの電力	域外漏えい電力	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	プレエンファシス特性	変調衝撃係数	周波数偏位又は周波数偏位又は変調度	比吸収率	空中線電力
標準信号発生器	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器	オシロスコープ	オシロスコープ又はスペクトル分析器	歪率雑音計 直線検波器	電力計 低周波発振器	スペクトル分析器 低周波発振器	直線検波器 低周波発振器	オシロスコープ 低周波発振器	直線検波器又は変調度計 低周波発振器	比吸収率測定装置 低周波発振器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
	○				注 23											○

置 装		通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ダイエンフアシ特性	総合歪及び雑音
計	レベル計又は歪率雑音	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音	周波数計	低周波発振器 直線検波器	標準信号発生器 歪率雑音計
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[注1～23 略]

【イ・ウ 略】

【二・三 略】

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとす。

【図 略】

【注1～3 略】

置 装		通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ダイエンフアシ特性	総合歪及び雑音
計	レベル計又は歪率雑音	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音	周波数計	低周波発振器 直線検波器	標準信号発生器 歪率雑音計
		[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

[注1～23 同上]

【イ・ウ 同上】

【二・三 同上】

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとす。

【図 同左】

【注1～3 同左】

注4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
[略]	[略]
第2条第1項第72号に掲げる無線設備	R B
第2条第1項第73号に掲げる無線設備	P T
第2条第1項第74号に掲げる無線設備	Q T

[注5 略]

注4 [同左]

特定無線設備の種別	記号
[同左]	[同左]
第2条第1項第72号に掲げる無線設備	R B

[注5 同左]

備考 表中「」の記載及び表裏規定の「重傍線」を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。